

高千穂町告示第7号

令和6年第1回高千穂町議会定例会を次のとおり招集する

令和6年1月16日

高千穂町長 甲斐 宗之

- 1 期 日 令和6年2月28日
- 2 場 所 高千穂町役場議場

---

○開会日に応招した議員

藤田 利廣議員	田中 義了議員
佐藤さつき議員	板倉 哲男議員
磯貝 助夫議員	本願 和茂議員
中島 早苗議員	馬原 英治議員
坂本 弘明議員	工藤 博志議員
富高健一郎議員	富高 友子議員
佐藤 定信議員	

---

---

令和6年 第1回 高千穂町議会定例会会議録(第1日)

令和6年2月28日(水曜日)

---

議事日程(第1号)

令和6年2月28日 午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに令和6年度施政方針
- 日程第5 承認第1号 令和5年度高千穂町一般会計補正予算(第6号)の専決処分の承認を  
求めることについて
- 日程第6 議案第1号 高千穂町消防団条例の一部改正について
- 日程第7 議案第2号 高千穂町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 日程第8 議案第3号 高千穂町国民健康保険病院事業の廃止に伴う関係条例の整備について
- 日程第9 議案第4号 高千穂町手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第10 議案第5号 高千穂町子育て支援金支給に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第6号 高千穂町空家等対策の推進に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第7号 高千穂町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理  
者の資格基準に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第8号 高千穂町介護保険条例の一部改正について
- 日程第14 議案第9号 令和5年度高千穂町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第15 議案第10号 令和5年度高千穂町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第16 議案第11号 令和5年度高千穂町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第17 議案第12号 令和5年度高千穂町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第18 議案第13号 令和5年度高千穂町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第19 議案第14号 令和5年度高千穂町下水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第20 議案第15号 令和5年度高千穂町国民健康保険病院事業会計補正予算(第4号)
- 日程第21 議案第16号 令和6年度高千穂町一般会計予算
- 日程第22 議案第17号 令和6年度高千穂町国民健康保険特別会計予算
- 日程第23 議案第18号 令和6年度高千穂町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第24 議案第19号 令和6年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計予算

- 日程第25 議案第20号 令和6年度高千穂町介護保険特別会計予算  
日程第26 議案第21号 令和6年度高千穂町後期高齢者医療特別会計予算  
日程第27 議案第22号 令和6年度高千穂町小水力発電事業特別会計予算  
日程第28 議案第23号 令和6年度高千穂町下水道事業会計予算  
日程第29 議案第24号 令和6年度高千穂町水道事業会計予算  
日程第30 議案第25号 西臼杵広域行政事務組合規約の変更について  
日程第31 議案第26号 延岡市との定住自立圏形成協定の一部変更について  
日程第32 議案第27号 町道路線の認定について  
日程第33 議案第28号 工事請負契約の締結について  
日程第34 発委第1号 高千穂町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について  
日程第35 議員派遣調査報告について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について  
日程第2 会期の決定について  
日程第3 諸般の報告  
日程第4 行政報告並びに令和6年度施政方針  
日程第5 承認第1号 令和5年度高千穂町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を  
求めることについて  
日程第6 議案第1号 高千穂町消防団条例の一部改正について  
日程第7 議案第2号 高千穂町犯罪被害者等支援条例の制定について  
日程第8 議案第3号 高千穂町国民健康保険病院事業の廃止に伴う関係条例の整備について  
日程第9 議案第4号 高千穂町手数料徴収条例の一部改正について  
日程第10 議案第5号 高千穂町子育て支援金支給に関する条例の一部改正について  
日程第11 議案第6号 高千穂町空家等対策の推進に関する条例の一部改正について  
日程第12 議案第7号 高千穂町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理  
者の資格基準に関する条例の一部改正について  
日程第13 議案第8号 高千穂町介護保険条例の一部改正について  
日程第14 議案第9号 令和5年度高千穂町一般会計補正予算（第7号）  
日程第15 議案第10号 令和5年度高千穂町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）  
日程第16 議案第11号 令和5年度高千穂町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）  
日程第17 議案第12号 令和5年度高千穂町介護保険特別会計補正予算（第4号）

- 日程第18 議案第13号 令和5年度高千穂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）  
日程第19 議案第14号 令和5年度高千穂町下水道事業会計補正予算（第3号）  
日程第20 議案第15号 令和5年度高千穂町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）  
日程第21 議案第16号 令和6年度高千穂町一般会計予算  
日程第22 議案第17号 令和6年度高千穂町国民健康保険特別会計予算  
日程第23 議案第18号 令和6年度高千穂町簡易水道事業特別会計予算  
日程第24 議案第19号 令和6年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計予算  
日程第25 議案第20号 令和6年度高千穂町介護保険特別会計予算  
日程第26 議案第21号 令和6年度高千穂町後期高齢者医療特別会計予算  
日程第27 議案第22号 令和6年度高千穂町小水力発電事業特別会計予算  
日程第28 議案第23号 令和6年度高千穂町下水道事業会計予算  
日程第29 議案第24号 令和6年度高千穂町水道事業会計予算  
日程第30 議案第25号 西臼杵広域行政事務組合規約の変更について  
日程第31 議案第26号 延岡市との定住自立圏形成協定の一部変更について  
日程第32 議案第27号 町道路線の認定について  
日程第33 議案第28号 工事請負契約の締結について  
日程第34 発委第1号 高千穂町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について  
日程第35 議員派遣調査報告について

---

出席議員（13名）

1番 藤田 利廣議員	2番 田中 義了議員
3番 佐藤さつき議員	5番 板倉 哲男議員
6番 磯貝 助夫議員	7番 本願 和茂議員
8番 中島 早苗議員	9番 馬原 英治議員
10番 坂本 弘明議員	11番 工藤 博志議員
12番 富高健一郎議員	13番 富高 友子議員
14番 佐藤 定信議員	

---

欠席議員（なし）

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 須藤 浩文

書記 興梶 貴

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	甲斐 宗之	副町長	藤本 昭人
教育長	戸敷 二郎	総務課長	有藤 寿満
財政課長	興柁 貴俊	総合政策課長	戸高 雄司
総合政策課長補佐	工藤 久生	税務課長	谷川 保孝
町民生活課長	甲斐 利一	企画観光課長	安在 浩
福祉保険課長	霜見 勉		
農林振興課長兼農業委員会事務局長			佐藤 峰史
農地整備課長	江藤 武憲	建設課長	甲斐 徹
会計管理者	伊藤 徳子	病院事務長	綾 浩樹
保健福祉総合センター所長			興柁 晶彦
上下水道課長	湯川 哲		
教育委員会次長兼教育総務課長			林 謙一
監査委員	中尾 清美		

---

午前10時00分開議

○事務局長（須藤 浩文事務局長） 皆様、おはようございます。

御起立をお願いします。一同、礼。

〔起立・礼〕

○事務局長（須藤 浩文事務局長） 御着席ください。

○議長（坂本 弘明議員） ただいまから令和6年第1回高千穂町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名について**

○議長（坂本 弘明議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、議席番号6番、磯貝助夫議員、議席番号7番、本願和茂議員を指名します。

---

**日程第2. 会期の決定について**

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第2、会期の決定について、議題にします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から3月19日までの21日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から3月19日までの21日間と決定しました。

なお、今会期の内訳につきましては、皆様のお手元に配付しています会期日程表のとおり行うこととします。

---

### 日程第3. 諸般の報告

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、監査検査結果の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第199条の規定に基づく定期監査及び地方自治法第235条の規定に基づく例月現金出納検査の結果が議長に提出されていますので、その写しの配付をもって報告とします。

続いて、議会運営委員会の閉会中の継続調査の報告を行います。

議会運営委員長から委員会調査報告書が議長に提出されていますので、その写しの配付をもって報告とします。

続いて、議員派遣の報告を行います。

会議規則第129条第1項の規定に基づき皆様のお手元に配付しましたとおり、議長において、議員を派遣しましたので報告します。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

### 日程第4. 行政報告並びに令和6年度施政方針

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第4、行政報告並びに令和6年度施政方針を求めます。

町長、登壇願います。

○町長（甲斐 宗之町長） おはようございます。

本日、令和6年第1回定例会に議員の皆様には御多用の中に御出席をいただきまして、心から厚く感謝を申し上げます。

さて、令和6年も既に約2か月が経過し、年度末の3月を迎えようとしております。

新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの流行も一部で見られたものの、年明けには、二十歳の記念式典、また消防出初め式なども開催し、2月11日には4年ぶりに神話の高千穂建国まつりのステージイベントや奉祝パレードも実施することができました。

インバウンドも含め観光客も増加傾向にあり、宿泊の予約が取りにくいといった声も聞かれています。

町といたしましても、宿泊受入れ環境の充実に向けて様々な事業者に要望していく必要性を感じているところでございます。

観光を取り巻く環境の充実という点では、2月4日から明日まで、電気で走るグリーンスローモビリティ、また、2人乗りのEV車で町内を回り観光ガイドがリモートで御案内する「MEGUR eMo TAKACHIHO（メグリモ 高千穂）」の実証実験を事業者と観光協会、町で実施しております。

私も体験させていただきましたが、利用された方々からは好評を得ており、観光客にとっても満足感が高く、また環境にも優しい、新たな高千穂周遊の在り方として、大きな可能性を感じたところであります。

さて、先ほどは高千穂高等学校剣道部の皆さんが来庁され、去る1月21日に開催された第24回宮崎県高等学校選抜剣道大会での男女アベック優勝という大変うれしい報告を受けました。3年ぶりに男女そろっての全国大会出場権を勝ち取られたということでもあります。

高千穂町内中学校出身者も複数名在籍するチームであります。

3月26日から愛知県で開催される全国高等学校剣道選抜大会でも、高千穂高校剣道部ここにありの強さを発揮され、好成績を収められることを御期待申し上げます。

それでは、当面する町政につきまして、御報告をいたします。

初めに、新型コロナウイルスワクチン接種についてであります。令和5年9月20日から保健センターげんき荘で実施してまいりました秋冬集団接種も、昨年12月25日で終了し、現在は町立病院での個別接種で対応しております。

今回の接種につきましては、1月末の集計で、接種者数3,948人、接種率34.85%、うち65歳以上の高齢者が2,786人、接種率56.3%で、どちらも県内で4番目の接種率となっております。

ちなみに、県全体の接種率は21.03%と全国で34番目でありました。

本町のワクチン接種全体を通してみますと、令和3年5月に始まりました初回接種の1回目が接種率85.18%で、2回目が84.96%、その後の追加接種3回目が82.23%、4回目71.47%、5回目49.91%、6回目33.33%と接種回数が進むごとに減少傾向となりました。

この減少した要因につきましては、令和4年3月から5歳以上を対象とした小児接種が始まり、続いて、生後6か月以上を対象とした乳幼児接種も始まったこと、加えて、新型コロナウイルスが昨年5月8日以降、感染症法上の分類が2類相当から5類区分に改められ、接種に関する努力

義務、接種勧奨などの公的関与がなくなり、様々な規制が緩和されたことなどが影響していると分析しております。

国は、これまでのワクチン接種を予防接種法上、蔓延予防上、緊急の必要があるとして、A類疾病に分類し、特例臨時接種で実施してきましたが、6年度からは重症化予防の目的でB類疾病に位置づけ、定期接種として実施するとの方向性が示されました。

この定期接種は、対象者を65歳以上の高齢者等の重症化リスクの高い方とし、秋冬の時期に年1回接種することとしており、インフルエンザ予防接種と同様になる見込みで、これまでのような集団接種はなくなり、医療機関での個別接種で行われることとなります。加えて、接種費用は、これまで全額公費負担でありましたが、6年度からは接種者の自己負担が必要となります。

詳細については、今後示されることと思いますが、分かり次第、町民の皆様へ周知してまいります。

次に、令和5年第4回定例会におきまして可決していただきました、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した物価高騰対策について御報告いたします。

まず、国が低所得世帯の追加支援として行います住民税非課税世帯に対する1世帯当たり7万円の給付金につきましては、給付条件に該当する世帯に対し、1月4日より確認書を発送し、1月17日から現在までに1,578世帯へ振り込みが完了しており、3月末までには受給を希望される全世帯へ給付が完了するよう対応してまいります。

次に、施設園芸燃料高騰対策についてであります。県内でもトップクラスの品質を誇るキンカンと海外への輸出量も増加しているラナンキュラス、スイートピーの本格的な出荷が始まっており、その施設の温度を保つため経費に占める燃料費の割合が高く、燃油価格高騰の影響を特に受けやすい施設園芸農家の皆様の負担軽減を目的に、令和5年1月からの1年間に使用したA重油1リットル当たり10円相当の支援金につきましては、今月末までにその実績を取りまとめ、来月には各振興会を經由し、対象者の皆様へお支払いしたいと考えております。

次に、町内小中学校の学校給食費の援助についてであります。学校給食食材においても物価高騰の影響がある中、子育て世帯に対する支援として、保護者の経済的負担の軽減を図るため、学校給食費2か月分を援助することとし、1月9日に対象の皆様へ通知を行い、2月14日に口座への振り込みを完了しております。

次に、承認第1号一般会計補正予算（第6号）におきまして、専決処分をさせていただきました住民税均等割のみ課税世帯に対する10万円の給付金及び子育て中の住民税非課税世帯と均等割のみ課税世帯に対する子供1人当たり5万円の給付金につきましては、2月15日までに給付金システムの改修を行い、3月上旬より確認書を発送し、確認でき次第、順次給付を開始いたします。

今後、受給を希望される全世帯へ給付できるよう努めてまいります。

次に、高千穂中学校の移転新築についてであります。昨年10月に高千穂中学校移転新築検討委員会が設置され、移転先候補地の選定に関することや、基本構想基本計画に関することなどについて調査研究を行っていただき、11月27日には高千穂中学校の移転先として最適な候補地の選定、2月22日の第5回検討委員会では、高千穂中学校移転新築基本構想基本計画を策定していただきました。

この基本構想基本計画では、学校施設の現状や社会情勢の変化等を受け、学校施設の早急な移転、建て替えが必要となっており、教育環境の整備に関連する本町の各種計画に基づいた施設整備の必要性や学校建設に当たっての整備の方向性、施設の在り方が示されるとともに、施設の規模や配置、諸室、構造などの計画について、基本的な考え方が示されました。

また、2月中旬に町民の方などから高千穂高校敷地内への移転について、関係機関への確認や、再検討など一度立ち止り、将来に禍根を残すことのないよう丁寧に進めるべきではないかななどの御意見を頂きましたので、そのことについて委員の皆様への御意見を伺わせていただきました。

委員の皆様からは、「高校敷地内への移転は物理的なことだけでなく子供たちのことを第一に考え、高校行事との調整や空き時間など気にすることなく伸び伸びと使える場所として1日でも早く整備をしてほしい」また「地域との連携や防災機能がうまく図れる場所にしてほしい」「高校敷地内には一部急傾斜特別警戒区域などがあることから、移転先としては避けてほしい」など、出席されていた全委員の皆様から、高校敷地内ではなく、最適な候補地として選定した高千穂温泉跡地での整備を進めてほしいとの御意見を頂き、2月26日には検討委員会委員長から答申をしていただきました。

私は少し時間を頂き再検討や丁寧な説明なども必要ではないかと考えておりましたが、やはり委員の皆様への御意見を尊重させていただき、子供たちのことを第一に考え、1日でも早く高千穂温泉跡地での整備を進めたいと考えております。

いろいろなお考えが様々あるとは承知しておりますが、議員の皆様には御理解賜りたいと存じます。

これまで高千穂中学校移転新築検討委員会委員の皆様には、長期間にわたり御検討いただき誠にありがとうございました。

次に、西臼杵3公立病院の統合再編についてであります。これまで12月議会におきまして、西臼杵広域行政事務組合が共同処理する業務に、病院の設置、管理及び運営に関することを加えるなどの規約改正議案の議決をいただいたところではありますが、この規約改正について、令和6年1月23日付で県知事の許可を頂き、正式に4月から広域行政事務組合において病院事業が運営できることになりました。

現在、3町と広域行政事務組合統合再編準備室が関係機関と調整しながら4月1日のスタートに向けて最終的な準備を進めているところであります。

今議会におきましては、関係する条例の改正や廃止、令和6年度に病院事業を進めるための広域行政事務組合への負担金を当初予算に計上させていただいておりますので御審議いただきますようお願い申し上げます。

次に、九州中央自動車道についてであります。五ヶ瀬高千穂道路及び高千穂雲海橋道路ともに事業化され、現場のほうも徐々に進んでいるところでございます。

御存じのとおり五ヶ瀬川本流にも、仮称ではありますが、高速道路橋として新高千穂大橋が架設される計画であります。新橋をはじめ五ヶ瀬川本流に架かる橋は高千穂峡そのものの景観をさらに引き立てているものと感じております。

新高千穂大橋は、その上流に架設される計画であり、高千穂峡からは見えないものの、五ヶ瀬川渓谷や国見ヶ丘などの雄大な自然景観の中に延長約280メートルの長大橋が計画されております。

これまで高千穂町にとって五ヶ瀬川渓谷に架かる橋梁は観光資源として活用されており、新高千穂大橋も観光資源化が可能ではないかと橋梁設計を進めていただいている国土交通省と検討しているところであります。

近くには高千穂インターチェンジが設置されることも決定しており、高千穂に立ち寄りたいたいという利用者も増えることが予想され、休憩施設や観光案内所等を設置し、高千穂峡だけでなく、周辺観光スポットや移動手段等の提供により町内観光地の周遊が期待されますし、街中のオーバーツーリズムの回避にもつながるものと考えております。

また、九州中央自動車道の整備には、観光産業や、物流、人流による活性化のほか、災害に強い道路ネットワークや救急搬送時間の短縮効果なども期待しております。近年頻発する甚大な災害に対しては、県や自治体の枠を超えた支援体制が不可欠であり、高速道路に附随する施設には防災支援拠点としての機能を有する施設が必要と考えております。

このように高速道路インターチェンジ周辺整備には、経済や地域の活性化、防災機能の充実などの効果も期待できると思われまますので、国土交通省とも協議しながら優先して進めてまいりたいと存じます。

これまでオーバーツーリズム回避や町内観光周遊について高千穂鉄道跡地公園化構想でも検討してまいりましたが、この構想につきましては一旦保留とさせていただき、高千穂鉄橋を文化財、鉄道遺産として後世に残すことを念頭に置き、それに必要な塗装工事費用の確保などについて、有利な財源調達ができないかなど検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、中心市街地の整備についてであります。高千穂町は少子高齢化により過疎化が進み、

山間部ばかりでなく、中心市街地も人口減少や空き家、空き店舗が増加傾向にあり、活気やにぎわいが感じられないなどの意見を頂くことや、観光客の皆様から、飲食ができるお店が街中にないなどの声が多いことも認識しております。

また、中心市街地付近の公共施設は、老朽化した建物の再利用や目的別に建てられ点在しており、児童生徒や高齢者には利用しにくいものとなってきております。

このような状況が進む中、昔からにぎわいのあった宮崎交通バスセンター付近が活気のある場所として再生できればとの思いがあります。

同じような悩みを持つのは本町だけでなく日本全国に多くあり、既に取り組み、効果を上げている自治体もありますし、職員も研修に伺っているところでもあります。

本町としましても、町民の皆様のお考え、今、こうありがたい中心市街地の再編を実現できたらと考えております。

施設のイメージとしては、例えば、図書館や子育て支援センター等の行政機能を集約し、町内外を問わず人の集りやすい施設、観光客も利用しやすく、経済の活性化につながる施設、そして、九州中央自動車道の整備が進むことにより、交通ネットワークの構築に寄与する施設など様々なニーズに対応できる複合拠点施設を思い描いているところであります。

昨年の8月から役場の若手職員有志により、中心市街地の整備について意見を出し合い協議を重ねているところではありますが、職員の間でも同様の意見が多いようであります。

先進地の事例調査として伺った自治体ごとにそれぞれのやり方があり、選定された民間事業者との詳細な協議がよりよい結果につながっていることなども確認できておりますし、本町もそうした事例を研究し実施できる職員も育ててきていると感じております。

本町の財源には限りがあり、実現のためには多額の費用が必要となりますが、PPP・PFI方式の活用やコスト削減、財政負担の平準化、施設の運営方法など、民間事業者と連携して進める仕組みづくりを含め、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、災害復旧事業の発注状況等についてであります。令和4年度発生災害のうち、建設課所管では84か所、6億849万円を発注しており、60か所は完成しておりますが、河川や規模の大きい箇所は施工中であり、未完了の箇所につきましては繰越しをさせていただき予定としております。

農地整備課所管では、65か所、3億130万7,000円を発注しており、そのうち、30か所余りは完了、または完了見込みであります。残りの箇所につきましては、繰越しをさせていただき予定としております。

自力復旧につきましては、216か所が完了しております。

農林振興課所管の林道施設では、22か所、1億6,612万6,000円を発注しており、そ

のうち、19か所は完了しておりますが、残りの3か所につきましては、繰越しをさせていただく予定としております。

次に、令和5年度発生災害のうち、建設課所管では、1月末に全20か所中17か所を発注しております。当面は通行止めをしている路線や生活道路、通学路の早期復旧を受注業者にお願ひし、他所管工事や令和4年度発生災害の復旧状況、宮崎県の各種事業の状況を見ますと、完成には時間を要することが見込まれることから、全箇所とも繰越しをさせていただく予定としております。

農地整備課所管では、全40か所を過年災害として、令和6年度に町内建設事業者の受注状況などを考慮しながら適時発注してまいります。

自力復旧につきましては、34か所が完了しております。

農林振興課所管では、全7か所のうち、1か所が完了、2か所が施工中で繰越しをさせていただき、4か所を過年災害として6年度に発注する予定としております。

災害復旧事業をはじめ、各公共工事の発注計画等につきましては、交通止めや農作物の作付、継続事業の進捗などを考慮しながら、住民の皆様や、各建設事業者、建設業協会、県などと連携、情報共有を密にしながら進めておりますが、復旧事業を効率的・継続的に進める中で、繰越予算が多くなっております。

職員一丸となって、1日でも早い完了に向け努力しておりますので御理解賜りたいと存じます。

次に、高千穂峡の遊歩道災害復旧工事についてであります。第一滝見台から槍飛橋付近までの遊歩道災害復旧工事につきましては、昨年4月から宮崎県において実施していただいておりますが、来月中旬には完成する予定となっております。

さらに、観光客が多いことから、完成検査前仮開放の手続も検討していただき、協議の結果、3月1日の金曜日から遊歩道の部分開放ができることになりました。

約1年半ぶりに高千穂峡内遊歩道の全区間が通行可能となれば、多くの観光客の皆様が高千穂峡の散策を楽しんでいただけることになり、大変うれしく思います。

宮崎県に対しましては、早期復旧に御尽力をいただき誠にありがとうございます。感謝の意を表したいと存じます。

最後に、令和6年度の予算編成についてであります。政府は令和6年度予算編成の基本方針の中で、我が国の経済がコロナ禍の3年間を乗り越え、高水準の賃上げ等、前向きな動きがある一方で、賃金上昇が物価上昇に追いついておらず、個人消費が力強さに欠けることから、デフレ完全脱却のための総合経済対策として、新しい資本主義の旗印の下、社会課題の解決に向けた取組、それ自体を成長のエンジンに代えることで、民需主導の持続的な成長、そして成長と分配の好循環の実現を目指しております。

その中で、人への投資、科学技術の振興、スタートアップ支援、少子化、子ども施策の強化、防災・減災・国土強靱化、外交・安全保障への対応など、政策課題に必要な予算配分とメリハリの効いた予算編成を行うとしております。

また、地方自治体においても、従来の行政需要に加え、国の推進する子ども施策や脱炭素化、地域社会のデジタル化等の新たな取組が求められております。

一方で、少子高齢化や人口減少問題は深刻化を増しており、このたびの能登半島地震に見られるよう住民が高齢化した地域の安全確保や被災地の復旧復興を支えるためにも、自治体の役割や防災機能の在り方など、将来に向けての課題もますます多様化・複雑化してきております。

本町の令和6年度当初予算におきましては、第6次高千穂町長期総合計画及び第2期高千穂町まち・ひと・しごと総合戦略に基づき、町の将来像である「世界に誇る地域資源を活かし、豊かでみんなが輝くまち高千穂」を目指して、町政の各分野において引き続き実効性のある事業に取り組み、本町のさらなる活性化と住民福祉の向上のため努力していく所存でございますが、一昨年と昨年の台風等の災害復旧事業がまだ道半ばであります。まずは、1日も早い復旧事業の完了と地域の産業振興に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

新年度も健全な財政状況を維持しつつ、本町の将来を見据えて各種事業を着実に進めてまいりたいと存じますので、議員の皆様のご指導御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

予算の詳細につきましては、後ほど提案理由におきまして御説明させていただきたいと存じます。

以上、行政報告といたします。

○議長（坂本 弘明議員） 以上で、町長の行政報告並びに令和6年度施政方針が終わりました。

---

日程第5. 承認第1号

日程第6. 議案第1号

日程第7. 議案第2号

日程第8. 議案第3号

日程第9. 議案第4号

日程第10. 議案第5号

日程第11. 議案第6号

日程第12. 議案第7号

日程第13. 議案第8号

日程第14. 議案第9号

日程第15. 議案第10号

日程第16. 議案第11号

日程第17. 議案第12号

日程第18. 議案第13号

日程第19. 議案第14号

日程第20. 議案第15号

日程第21. 議案第16号

日程第22. 議案第17号

日程第23. 議案第18号

日程第24. 議案第19号

日程第25. 議案第20号

日程第26. 議案第21号

日程第27. 議案第22号

日程第28. 議案第23号

日程第29. 議案第24号

日程第30. 議案第25号

日程第31. 議案第26号

日程第32. 議案第27号

日程第33. 議案第28号

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第5、承認第1号から日程第33、議案第28号までの承認1件、条例議案8件、補正予算7件、当初予算9件、その他議案4件の町長提出の議案、合計29件の提案理由の説明を求めます。

最初に、町長の説明を求めます。町長、登壇願います。

○町長（甲斐 宗之町長） それでは、提案理由の説明を申し上げます。

本日、提案します議案は、承認1件、条例議案8件、補正予算議案7件、当初予算議案9件、その他議案4件の合計29件であります。

初めに、承認第1号令和5年度高千穂町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,252万4,000円を追加し、補正後の額を112億5,422万8,000円とするものであります。

今回の補正は、国の物価高騰対応重点支援給付金事業としまして、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に10万円、子育て中の住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯のうち、18歳以下の子供1人当たり5万円を給付するものであります。

早急な給付準備を必要とし、議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、1月

3 1日に専決処分を行ったものであります。

次に、議案第1号高千穂町消防団条例の一部改正についてであります。今回の改正は、消防団員の出勤報酬を改正し、処遇改善による団員数減少対策を図るものであります。また、団員が町外への転勤や病気などやむを得ない事情により、一定期間消防団活動に従事できなくなった場合、消防団を退団することなく身分を確保したまま復職が可能となる、休団制度を導入するものであります。

次に、議案第2号高千穂町犯罪被害者等支援条例の制定についてであります。この条例は、町民誰もが犯罪被害者になる可能性があることを踏まえ、犯罪被害者等基本法に基づく行政や町民の皆様等の責務を明らかにするなど、犯罪被害者支援についての基本理念を定めるものであります。

次に、議案第3号高千穂町国民健康保険病院事業の廃止に伴う関係条例の整備についてであります。令和6年4月からの西臼杵3公立病院の経営統合に伴い、高千穂町国民健康保険病院事業に関係する7つの条例の改正及び2つの条例の廃止を行うものであります。

次に、議案第4号高千穂町手数料徴収条例の一部改正についてであります。今回の改正は、令和元年5月31日に戸籍法の一部を改正する法律が公布され、令和6年3月1日より本籍地以外での戸籍謄本等の交付及び戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行に関する事務が開始されることに伴い、事務手数料の改正を行うものです。

なお、本議案につきましては、3月1日から全国一律にて戸籍等の広域交付が始まりますことから、本日の本議会におきまして、審議等、採決をお願いしたものでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第5号高千穂町子育て支援金支給に関する条例の一部改正についてであります。今回の改正は、子育て世帯への本町独自の支援策として行っております。高千穂町子育て支援金のうち、第1子に係る、出生時、小学校就学時、中学校就学時の支援金額をこれまでの「3万円」から「5万円」に増額するものであります。

なお、第2子以降につきましては、変更はございません。

この改正は、令和6年4月1日から施行するものであり、出生時の支援金は、同日以降に生まれた子供から対象となります。

次に、議案第6号高千穂町空家等対策の推進に関する条例の一部改正についてであります。今回の改正は、令和5年12月13日に国の空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、高千穂町空家等対策の推進に関する条例において、同法から引用している条の番号にずれが生じたことから改正するものであります。

次に、議案第7号高千穂町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資

格基準に関する条例の一部改正についてであります。今回の改正は、令和6年4月1日から水道行政に関する国の所管が、施設分野は国土交通省に、衛生分野は環境省に移管されることに伴い、条文中の大臣名を改めるものであります。

次に、議案第8号高千穂町介護保険条例の一部改正についてであります。本年度、3年ごとに算定する介護保険料につきまして、第9期介護保険事業計画策定委員会において審議を行ってまいりました。その結果、令和6年度から令和8年度までの3年間は、基準額で現行の保険料を年額6,000円引上げ、年額6万3,600円とするのが妥当との結論が出たところであります。

また、国から示される保険料の設定に係る所得段階別の保険料率が、これまでの9段階から13段階の区分に改められたことから、併せて改正するものであります。

次に、議案第9号から議案第15号までの補正予算議案7件につきまして、御説明いたします。

初めに、議案第9号の令和5年度高千穂町一般会計補正予算（第7号）についてであります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9億9,702万9,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を102億5,719万9,000円とするものであります。

今回の補正は、事業実績見込みによる減額と一部予算の組替えが主なものであります。

次に、議案第10号から第15号までの特別会計補正予算及び企業会計補正予算につきましても、事業実績見込みによるものが主なものであります。詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、議案第16号から議案第24号までの令和6年度当初予算議案9件につきまして御説明申し上げます。

初めに、議案第16号令和6年度高千穂町一般会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額はそれぞれ108億6,000万円、前年度比10億6,899万5,000円、率にして10.9%の増額予算となったところであります。この大幅増額の要因は、令和4年度の台風14号及び令和5年度の梅雨前線豪雨、台風6号による災害復旧費24億6,781万7,000円が主なものであります。

歳出では、基幹産業であります農林業の振興として、野菜・果樹・花卉栽培施設整備、スマート農業事業、林業担い手対策、農業担い手・後継者育成支援、畜産振興、農道・林道整備、森林整備、有害鳥獣対策、農業水路等長寿命化、農地防災減災事業等を計上しております。

商工・観光振興面では、商工業振興、観光施設管理費、観光コンテンツ造成事業等に係る経費を計上しております。

交通網インフラ整備では、道整備交付金事業、社会資本整備総合交付金事業、道路維持事業、新設改良事業、都市構造再編事業及び九州中央自動車道関連事業費等を計上しております。

生活環境・地域振興としては、防火設備等の整備、合併処理浄化槽設置事業、ケーブルテレビ

設備更新、移住促進事業、ふれあいバス車両更新、各種の活性化イベント事業等の経費を計上しております。

教育・福祉関連の事業としては、スクールアシスタント配置事業、部活動指導員事業、高千穂中学校建設事業、高校魅力化推進事業、給食用特別栽培米導入事業、不妊治療助成事業、がん患者支援事業、骨髄移植ドナー支援事業、带状疱疹予防ワクチン接種事業、子育て支援金給付事業、障害者・高齢者対策など、各種の予算を計上したところであります。

一方、歳入では、町税及び、地方譲与税、各種交付金では、総務省の地方財政計画及び5年度の実績見込みにより、やや増額して計上しております。

地方交付税につきましては、地方財政計画を念頭に試算し、昨年度より1,970万円減の38億円を計上しております。

ふるさと応援寄附金につきましては、令和5年度実績見込みを勘案し1億6,000万円を計上しております。

町債につきましては、地方財政計画により臨時財政対策債が大幅に減額される見込みであります。可能な限り交付税措置が有利な過疎債等を利用し、将来にわたり世代間で公正な負担となるよう事業を抽出して充当したところであります。

国・県支出金につきましては、それぞれの事業に見合う予算措置をしております。

繰入金につきましては、財政調整基金、公共施設等整備基金等の各基金の設置目的に沿った繰入れを計上したところであります。

次に、議案第17号令和6年度高千穂町国民健康保険特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は、それぞれ17億415万6,000円を計上しており、前年度より1億1,590万8,000円、6.4%の減となっております。

今年2月1日現在、国保加入世帯は1,804世帯、被保険者数は2,813名であり、昨年同時期と比較し、108世帯201名の減となっております。県の試算によりますと、本町の医療費総額は減額となる見込みですが被保険者数はそれ以上に減少しており、また、医療の高度化なども影響し、1人当たりの医療費は増となるようです。

引き続き、医療費の抑制を図るため、保健予防活動を積極的に推進し、健全な国保運営に努めてまいります。

次に、議案第18号令和6年度高千穂町簡易水道事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額はそれぞれ1億223万6,000円を計上しており、昨年度より1,418万7,000円、16.1%の増となっております。

現在の簡易水道組合数は25組合であり、そのうち、15組合が統合済みであります。引き続き健全な運営に努めてまいります。

次に、議案第19号令和6年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額はそれぞれ1,385万6,000円を計上しており、昨年度より570万8,000円、70.1%の増となっております。

介護保険の認定業務を行うため、西臼杵3町で介護認定審査会の共同設置、運営を行っております。

次に、議案第20号令和6年度高千穂町介護保険特別会計予算についてであります。保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、それぞれ14億3,904万7,000円を計上し、昨年度より3,408万3,000円、2.3%の減となっております。

また、介護サービス事業勘定では、歳入歳出それぞれ1,425万6,000円を計上し、昨年度より48万7,000円、3.3%の減となっております。

2月1日における介護保険第1号被保険者数は4,967名で、高齢化率が44%を超えており、介護給付費は増加が見込まれます。

人生100年と言われる時代であります。令和6年度につきましても、介護予防事業を積極的に実施し、健康寿命を延ばす取組を行ってまいります。

次に、議案第21号令和6年度高千穂町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は、それぞれ2億2,014万5,000円を計上しており、前年度より2,212万4,000円、11.2%の増であります。

今年2月1日現在、被保険者数は2,638名であり、昨年同時期と比較し17名の減であります。

広域連合の試算では、団塊の世代が国保から後期高齢者医療へ移りつつあり、また、医療の高度化などの影響もあり、医療費総額は増となる見込みであります。引き続き、医療費抑制を図るため、保健予防活動を積極的に推進し、健全な運営に努めてまいります。

次に、議案第22号令和6年度高千穂町小水力発電事業特別会計予算についてであります。

令和6年度からの新たな特別会計であります。その歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,377万1,000円としております。

歳入の内訳は、小水力発電事業基金利子及び事業収入であり、歳出の主なものは、施設管理費で、施設光熱水費や修繕料、遠隔監視システム通信費、施設保守点検委託料などの維持管理費用と発電事業基金積立金であります。

小水力発電事業の円滑な運営と適正な経理に努めてまいります。

次に、議案第23号令和6年度高千穂町下水道事業会計予算についてであります。収益的収入及び支出のうち、下水道事業収益は2億3,769万9,000円、下水道事業費用は2億1,674万3,000円を計上しております。

また、資本的収入及び支出のうち、資本的収入は3,123万2,000円、資本的支出は9,927万1,000円を計上しており、資本的収入が資本的支出に対し不足する6,803万9,000円につきましては、消費税資本的収支調整額及び引継金、損益勘定留保資金で補填することとしております。

次に、議案第24号令和6年度高千穂町水道事業会計予算についてであります。収益的収入及び支出のうち、水道事業収益は1億7,586万6,000円、水道事業費用は1億4,274万2,000円を計上しております。

また、資本的収入及び支出のうち、資本的収入は1億225万8,000円、資本的支出は1億3,103万6,000円を計上しており、資本的収入が資本的支出に対し不足する2,877万8,000円につきましては、消費税資本的収支調整額及び損益勘定留保資金等で補填することとしております。

次に、議案第25号西臼杵広域行政事務組合理約の変更についてであります。今回の変更は、組合経費の負担割合について表記している第10条と詳細を示す別表の表示方法を変更し、負担割合を明確にするものであります。

なお、負担割合については、現規約との変更はございません。

次に、議案第26号延岡市との定住自立圏形成協定の一部変更についてであります。平成22年1月7日に延岡市と締結いたしました定住自立圏形成協定の一部を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

今回の変更は、令和5年6月に定住自立圏構想推進要綱が改正され、「定住自立圏においてもデジタル技術を活用した取組を積極的に進めていくことが求められる」との文言が盛り込まれたことから、この取組を協定に追加するほか、協定の内容と実際に近隣市町村と連携して取り組んでいる内容と乖離が生じている項目が見受けられることから、要綱と付き合わせるための中区分の順番の変更及び文言の修正、並びに、連携する7項目を追加し、2項目を削除、19項目の文言修正を行うものであります。

次に、議案第27号町道路線の認定についてであります。主要地方道竹田五ヶ瀬線は、宮崎県により河内の夕塩地区から五ヶ瀬町土生地区までの延長4.1キロの道路改良工事を平成25年から取り組んでいただいております。高千穂町側では「夕塩工区」が平成30年に着工され、工事が進められております。

この工事が完了した区間で、残った旧道部分につきましては町道へ移管されることになり、新規路線の認定が必要となるため法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第28号工事請負契約の締結についてであります。本議案は、令和5年度九州中央自動車道関連事業吾平地区・折原地区宅地造成ほか工事の契約締結に伴います議案であり、入

札執行後、落札者と仮契約を交わしましたので、法の定めに基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案理由であります。

詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（坂本 弘明議員） 以上で町長の説明が終わりました。

ここで、11時10分まで休憩いたします。

午前10時57分休憩

.....  
午前11時10分再開

○議長（坂本 弘明議員） 休憩前に引き続き会議を再開します。

これから関係課長の説明を求めます。

まず、令和6年度当初予算を除く議案について説明を求めます。

初めに、承認第1号、議案第9号、第28号について、財政課長。

○財政課長（興枙 貴俊課長） それでは、議案集1、承認3ページをお開きください。

承認第1号令和5年度高千穂町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについてであります。事務執行に急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、1月31日付で専決処分したものでございます。

4ページを御覧ください。

補正内容は、歳入歳出予算の総額に9,252万4,000円を追加し、歳入歳出の総額を112億5,422万8,000円とするものでございます。

歳出は、社会福祉総務費で令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に10万円、同じく住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯の18歳未満の世帯員へ5万円を支給する臨時給付金等でございます。

歳入では、国庫支出金で物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金及び財政調整基金繰入金を計上しております。

次に、議案第9号令和5年度高千穂町一般会計補正予算（第7号）について御説明いたします。

議案集の3、補正予算の5ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額から9億9,702万9,000円を減額し、歳入歳出の総額を102億5,719万9,000円とするものであります。

また、第2条で繰越明許費を、第3条で地方債補正を上げております。

まず、歳入補正について御説明いたします。

6ページをお開きください。

町税は、3,524万7,000円の増額です。

分担金及び負担金は、2,368万1,000円の減額です。災害復旧費分担金の減が主なものです。

使用料及び手数料は、322万9,000円の減額です。四季見原公園使用料重機謄抄本発行手数料等の減です。

国庫支出金は、1,521万8,000円の減額です。児童福祉費負担金1,796万1,000円の増、新型コロナワクチン接種臨時交付金1,299万9,000円の減、社会資本総合整備交付金620万円の減、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,267万4,000円の増等によるものです。

県支出金は、6億1,556万8,000円の減額です。

子どものための教育・保育給付費負担金1,037万9,000円の減。

農業費補助金2,962万6,000円の減。

物価高騰対策プレミアム付商品券等発行事業補助金1,887万2,000円の増。

過年発生農林水産業施設災害復旧費補助金5億8,397万9,000円の減等が主なものです。

財産収入は、644万3,000円の減額です。

主なものは、立木売払い収入220万円の減及び養魚場魚売払い収入405万5,000円の減です。

寄附金1,403万円の減額は、ふるさと応援寄附金の減及び企業版ふるさと納税寄附金の増が主なものです。

繰入金2億6,110万8,000円の減額は、財政調整基金繰入金2億5,535万8,000円の減が主なものです。

諸収入は、14万2,000円の増額です。

高額療養払戻金180万8,000円の増及び森林整備事業補助金147万円の減が主なものです。

町債9,314万8,000円の減額は、現年発生農地・農業用施設災害復旧事業7,040万円の減、臨時財政対策債1,223万4,000円の減が主なものです。

次に、歳出補正の主なものについて御説明いたします。

8ページをお開きください。

議会費は、12万3,000円の減額で実績見込みによる減です。

総務費は、5,330万4,000円の減額ですが、財政管理費で、ふるさと納税事業で1,200万円の減。

企画費は、地域おこし協力隊事業等で、2,512万8,000円の減となっています。

民生費は、3,388万円の減額です。

後期高齢者医療特別会計負担金1,005万3,000円の減。

子ども・子育て支援事業計画218万9,000円の減。

児童福祉施設費で私立保育園扶助費等が398万4,000円の増。

児童手当の減760万円が主なものです。

衛生費は、2,953万9,000円の減額です。

新型コロナワクチン接種委託料1,014万8,000円の減。

合併処理浄化槽設置事業費補助金379万2,000円の減。

がん検診委託料300万円が主なものです。

農林水産業費は、5,052万8,000円の減額です。

主なものは、農業振興費が各種補助金の減402万7,000円、農地費で農地防災事業等1,930万6,000円の減、林業振興費で有害鳥獣駆除964万1,000円の増、各種補助金1,440万3,000円の減、林業土木費が県単林道網総合整備事業で579万9,000円の減となっています。

次に、商工費は、1,137万8,000円の減額です。

商工業振興費の各種補助金535万円の減が主なものとなっております。

次に、土木費は、5,938万8,000円の減額です。

都市計画総務費1,243万1,000円の減額は、下水道事業特別会計繰出金の減が主なもの。

住宅管理費2,367万2,000円の減は、工事請負費の減が主なものです。

次に、消防費は、394万6,000円の減額です。消防団員報酬の減が主なものです。

9ページにかけまして、教育費ですが、教育費は1,305万5,000円の減額です。

会計年度任用職員人件費及び各種補助金、要保護・準要保護就学援助費の減及び学校の光熱水費の増等が主なものとなっております。

災害復旧費は、7億3,823万5,000円の減額です。

農地農業用施設及び公共土木施設災害復旧工事費の確定による減です。

公債費は、365万3,000円の減額です。

長期債定時償還金及び一時借入金利子の減額等によるものです。

10ページ、11ページの繰越明抛費は、5年度中の執行が困難なため、6年度に繰り越すものです。

12ページの地方債補正は、事業費の確定に伴う起債額の減等によるものです。

議案集の13ページ以降に歳入歳出補正予算の事項別明細書を添付しておりますので参考にし

ていただきたいと存じます。

以上で、議案第7号令和5年度一般会計補正予算（第7号）の説明を終わります。

次に、議案第28号の工事請負契約の締結について御説明いたします。

議案集18、工事請負の3ページをお開きください。

今回の工事の入札執行に当たりましては、町が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要項に基づく指名審査会において指名業者を選定、2月22日に指名競争入札を行い落札業者を決定し、2月26日に仮契約を締結しましたので、地方自治法及び町条例の規定に基づきまして議会の議決をお願いするものでございます。

契約内容につきましては、4ページを御覧ください。

契約の目的は、令和5年度九州中央道関連事業（単独）吾平地区・折原地区宅地造成外工事。

工事場所は、高千穂町大字三田井字吾平字崎野2148番地1外でございます。

指名競争入札による契約で、契約金額は8,426万円。

契約の相手方は、高千穂町大字上野1126番地。

株式会社工藤興業、代表取締役工藤勝利氏でございます。

以上で、議案第28号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第1号、第2号、第3号、第25号について、総務課長。

○総務課長（有藤 寿満課長） 総務課所管議案4件につきまして御説明いたします。

条例議案集の3ページを御覧ください。

議案第1号高千穂町消防団条例の一部改正についてであります。今回の改正は消防団の出動報酬を改正するなど処遇改善による団員数減少対策を図るものであります。

4ページを御覧ください。

下から5行目からになりますが、別表第2の出動報酬につきまして、これまで出動時間「5時間未満1,000円」であったものを「4時間未満3,000円」に、「5時間以上8時間未満4,000円」であったものを「4時間以上8時間未満6,000円」に改正するものであります。「8時間以上8,000円」につきましては、変更はございません。

議案集、中ほどからになりますが、第7条の2におきまして、団員が町外への転勤や病気などやむを得ない事情により一定期間消防団活動に従事できなくなった場合、消防団を退団することなく、身分を残したまま復帰が可能となる休団制度を導入するものであります。この休団制度を利用していただくことにより長期間の在職も可能となり団員数減少の抑制を図るものであります。

この条例は、令和6年4月1日から施行するものであります。

次に、条例議案集5ページを御覧ください。

議案第2号高千穂町犯罪被害者等支援条例の制定についてであります。この条例は、町民誰

もが犯罪被害者になる可能性があることを踏まえ、犯罪被害者等基本法に基づく行政や町民の皆様などの責務を明らかにするなど犯罪被害者支援についての基本理念を定めるものであります。

国は平成16年12月に犯罪被害者等基本法を制定し、それまで各府省庁が個別に取り組んでいた犯罪被害者等の施策について総合的かつ長期的に講ずるよう犯罪被害者等基本計画を策定しました。

また、地方公共団体に対しては、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の実情に応じた支援施策を実施するための基本理念を定めるよう求めてきました。これを受け、宮崎県は令和3年7月7日に宮崎県犯罪被害者等支援条例を制定し、社会全体で犯罪被害者等を支えていく県民の意思を表明し、各市町村での条例制定に向けて具体的な条例内容などを示し研修会等を行ってまいりました。これらのことから、高千穂町では令和3年10月14日の犯罪被害者家族講演会への参加、令和5年8月24日に県弁護士会と県警察本部との協議、数回にわたる職員研修に参加し、情報収集を行いながら準備を進めてまいりました。

今回、西臼杵3町との意見調整が整いましたので、高千穂町犯罪被害者等支援条例を制定するものであります。

6ページを御覧ください。

第1条では条例制定の目的について、第3条では条例の基本理念について、第4条では町の責務について、第5条では町民の責務について、第6条では事業者の責務について、第9条では日常生活等の支援について、第10条では住居の安定について、第11条では雇用の安定などについて定めております。

この条例は、令和6年4月1日から施行するものであります。

次に、条例議案集9ページを御覧ください。

議案第3号高千穂町国民健康保険病院事業の廃止に伴う関係条例の整備についてであります。

令和6年4月からの西臼杵3公立病院の経営統合に伴い、高千穂町国民健康保険病院事業に関する条例について、改正・廃止の整備を行うものであります。

10ページを御覧ください。

第1条で高千穂町職員の特殊勤務手当に関する条例、第2条で高千穂町職員の定数条例、第3条で高千穂町特別会計設置条例、第4条で高千穂町職員の給与に関する条例、第5条で高千穂町職員の定年等に関する条例、第6条で高千穂町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、第7条で高千穂町附属機関の設置条例の7つの条例の一部改正及び第8条で高千穂町国民健康保険病院事業の設置に関する条例、第9条で高千穂町国民健康保険病院使用料・手数料に関する条例の2つの条例の廃止を行うものであります。

この条例は、令和6年4月1日から施行するものであります。

次に、規約変更の議案集3ページを御覧ください。

議案第25号西臼杵広域行政事務組合規約の変更についてであります。今回の変更は組合経費の負担割合について表記している規約第10条等、詳細を示す別表の表示方法を変更し負担割合を明確にするものであります。

4ページを御覧ください。

第10条では、第1項の条文の文言を修正し、別表第1の建設費の表を削除。別表第2の公債費のうち、現在平成20年度以前の起債残高がないことから既存施設に係る部分は不要なため削除し、公債費の区分に建設費を加え、5つの区分に分割することで、それぞれの負担割合を明確にするものであります。

なお、負担割合のパーセントにつきましては、これまでの規約と変更はございません。

この規約は、令和6年4月1日から施行するものであります。

以上4件につきまして、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第5号、第10号、第13号について、福祉保健課長。——失礼しました。

続いて、議案第4号について、町民生活課長。

○町民生活課長（甲斐 利一課長） それでは、議案第4号高千穂町手数料徴収条例の一部改正について御説明申し上げます。

条例議案集の13ページを御覧ください。

今回の一部改正は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）に定められております手数料の標準額については、地方分権推進計画に基づき定期的に見直しが行われているところであります。それに伴いまして、令和元年5月31日に公布されました戸籍法の一部を改正する法律により戸籍法の一部が改正され、令和6年3月1日より本籍地以外での戸籍謄本等の請求及び広域交付が可能となるとともに戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行に関する事務が追加されることから、当該事務に係る手数料を定めるため改正を行うものであります。

条例議案集14、15ページを御覧ください。

主な改正内容としましては、戸籍謄本等の広域交付に関する手数料は1件につき450円、除籍謄本等の広域交付による手数料は1件につき750円、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料は1件につき400円、除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料は1件につき700円であります。

以上のことから高千穂町手数料徴収条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

なお、この条例は公布の日から施行し、国が定めました令和6年3月1日から適用するもので

あります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第5号、第10号、第13号について、福祉保険課長。

○福祉保険課長（霜見 勉課長） 福祉保険課所管の条例改正議案1件、補正予算議案2件につきまして御説明いたします。

初めに、議案集2、条例の17ページを御覧ください。

議案第5号高千穂町子育て支援金支給に関する条例の一部改正について御説明いたします。

この高千穂町子育て支援金は、支援金を支給することにより高千穂町の時代を担う児童の健やかな成長及び発達の支援並びに定住化を促進し、活力のあるまちづくりを図ることを目的としております。

平成31年4月より、それまで支給がなかった第1子に支援金の支給を開始したところであります。

今回は、その第1子につきまして、さらに支援を手厚くすることを目的に支援金額を増額することとしました。

18ページを御覧ください。

今回の改正では、第3条支援金の支給の表中、第1子の支援金額を出生時、小学校就学時及び中学校就学時それぞれ「3万円」から「5万円」とするものであります。

この改正は令和6年4月1日から施行し、施行日前に出生した子の出生時の支援金額につきましては、なお、従前の例によります。

次に、議案集3、補正予算の65ページを御覧ください。

議案第10号令和5年度高千穂町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

今回の補正は歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ838万7,000円を減額して、補正後の総額を18億4,453万4,000円とするものであります。

まず、66ページ。

歳入側ですが、国民健康保険税4,914万2,000円の減につきましては、被保険者の減少や所得の減少などによる課税額の減額であります。

国庫支出金5,000円の減につきましては、出産育児一時金の臨時補助金の減額であります。

県支出金3,417万2,000円の増につきましては、保険給付費等の支出増に伴う交付金の増額であります。

繰入金566万6,000円の増につきましては、保険基盤安定繰入金確定や準備積立基金繰入金などによる増額であります。

諸収入92万2,000円の増につきましては、一般被保険者返納金の増額であります。

次に、67ページ、歳出であります。総務費4万4,000円の減につきましては、手数料、使用料等の減額であります。

保険給付費2,829万4,000円の増につきましては、医療費の増加に伴う診療報酬負担金及び高額療養費の増額であります。

保険事業費314万9,000円の減につきましては、健診委託料、はりきゅう助成費や特定健診費用等負担金などによる減額であります。

諸支出602万9,000円の増につきましては、療養給付費等負担金の償還金、調整交付金の町立病院に係る部分の確定による繰出金の増額であります。

予備費3,951万7,000円の減につきましては、税金等の歳入減額に伴う予算組替えによる減額であります。

69ページ以降、事項別明細書を添付しておりますので御参照ください。

次に、129ページを御覧ください。

議案第13号令和5年度高千穂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

今回の補正は歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ361万2,000円を減額して、補正後の総額を1億9,588万4,000円とするものであります。

まず、130ページ、歳入からであります。繰入金361万2,000円の減につきましては、保険基盤安定負担金の確定による繰入金の減額であります。

次に、131ページ、歳出であります。後期高齢者医療広域連合納付金361万2,000円の減につきましては、納付額の確定による保険基盤安定負担金の減額であります。

133ページ以降、事項別明細書を添付しておりますので御参照ください。

以上、福祉保険課所管の条例改正議案1件、補正予算議案2件につきまして御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第6号、第27号について、建設課長。

○建設課長（甲斐 徹課長） よろしく申し上げます。

それでは、建設課所管、議案2件について御説明申し上げます。

議案第6号高千穂町空家等対策の推進に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案集は条例の19ページからになります。

国の住宅土地統計調査では、空き家の総数は、平成25年度が820万戸、平成30年が849万戸などとなっております。また、長期にわたって不在の居住目的のない空き家は、この20年で約1.9倍に増加しているとの結果が出ております。

このような現状を踏まえ、国において平成27年に法律で空家等対策の推進に関する特別措置

法が施行されました。本町でも施行された特別措置法の制定に伴い、平成30年に高千穂町空家等対策の推進に関する条例を制定したところであります。

しかし、法律制定後も空き家は増加傾向にあるという背景、また、周囲に悪影響を及ぼす空き家になってからの対応には限界があることから、令和5年12月13日に空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が施行されました。

今回の条例改正は、同法から引用している条の番号にずれが生じたことから改正を行うものであります。

次に、議案第27号町道路線の認定について御説明申し上げます。

議案集は16、認定事項の3ページからになります。

町長の説明にもありましたように、主要地方道竹田五ヶ瀬線は、宮崎県により河内夕塩地区から五ヶ瀬町土生まで延長4.1キロメートル、現在の現道延長が6.3キロメートルであります。その場所の道路改良工事を平成25年から取り組んでいただいております。高千穂町側では夕塩工区が平成30年より着工となっております。

この区間の改良後、残った旧道部分につきましては町道に移管されることとなっており、新路線認定が必要となるため、道路法第8条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案集のとおり認定番号は358号、その他の町道で路線名は夕塩吐の瀬線、延長は3,045.1メートルでございます。

以上、建設課所管2点の御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第7号、第11号、第14号について、上下水道課長。

○上下水道課長（湯川 哲課長） それでは、上下水道課所管の議案3件について御説明いたします。

まず、議案第7号高千穂町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正についてであります。2番の条例の議案集21ページを御覧ください。

本条例は、水道法第12条及び第19条第3項の規定に基づき水道事業を行うに当たり必要な資格者の要件等について定めた条例であります。令和6年4月1日から水道行政に関する国の所管が施設分野は国土交通省に、衛生分野は環境省にそれぞれ移管されることに伴い、条文中の大臣名等を改めるものであります。

詳細につきましては、議案集22ページを御覧ください。

次に、議案第11号令和5年度高千穂町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）であります。3番補正予算の議案集85ページを御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,124万9,000円とするものであります。

補正の主な理由は不用見込額の減額であります。

86ページ、7ページの歳入歳出予算補正を御覧ください。

まず、歳入につきまして、繰入金は他会計繰入金を89万2,000円減額し、1,546万7,000円とするものであります。

一方、歳出につきまして、衛生費は簡易水道費の補助金を89万2,000円減額し、補正後の額を7,911万1,000円とするものであります。

詳細につきましては、89ページ以降に事項別明細書を添付しておりますので御参照ください。

次に、議案第14号令和5年度高千穂町下水道事業会計補正予算（第3号）であります。同じく3番補正予算の議案集143ページを御覧ください。

補正の主な理由は、下水道使用料見込額の増額、不用見込額の減額等であります。

今回の補正は、第2条のとおり収益的収入及び支出の収入について、営業収益483万1,000円を増額、営業外収益30万4,000円を減額し、補正後の下水道事業収益の総額を2億3,901万1,000円とするものであります。

また、支出について、下水道事業費用の営業費用302万9,000円を減額、特別損失100万円を減額し、補正後の下水道事業費用の総額を2億2,231万3,000円とするものであります。

続きまして、第3条のとおり資本的収入及び支出の収入について、負担金等63万円を増額、他会計出資金を1,207万7,000円を減額し、補正後の資本的収入の総額を4,483万8,000円とするものであります。

また、支出について、建設改良費1,000万円を減額し、補正後の資本的支出の総額を1億997万8,000円とするものであります。

このうち、建設改良費の減額は、道路工事に伴う下水道管移設工事の設計委託費が工事の進捗に合わせ今年度は不用となったものであります。

詳細につきましては、144ページ以降に、実施計画書、予定キャッシュフロー計算書、予定貸借対照表等を添付しておりますので御参照ください。

以上、上下水道課所管、議案3件につきまして御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第8号、第12号について、保健センター所長。

○保健福祉総合センター所長（興梠 晶彦所長） それでは、保健福祉総合センター所管の条例改正議案1件、補正予算議案1件につきまして御説明を申し上げます。

初めに、議案第8号高千穂町介護保険条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案集は2番の条例議案の23ページからになります。

今回の改正は、介護保険法に基づき、3年ごとに介護保険事業に係る計画とサービス料及び保険料を算出することになっているために、昨年10月から3回にわたり第9期介護保険事業計画策定委員会を開催し審議を行ってまいりました。

その結果、今後3年間も介護保険給付費の増加が見込まれるため、令和6年度から8年度までの3年間は基準額で現行の保険料から年額6,000円を引上げ、6万3,600円とするのが妥当との結論に至ったところです。

こちらは議案集の24ページ、基準額に該当する案が保険料率第4条の(5)番に当たるものです。

また、国から保険料の設定に係る所得段階別の保険料率が示され、これまで9段階であったものが13段階区分に改められておりましたので、併せて条例の一部を改正したく議会の議決を求めるものであります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第12号令和5年度高千穂町介護保険特別会計補正予算(第4号)について御説明申し上げます。

議案集は、3番の補正予算議案集の99ページからになります。

今回の補正は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ569万7,000円を減額し、補正後の予算総額を16億2,579万1,000円とするものであります。

また、介護サービス事業勘定では、歳入歳出の総額は変更はありませんが、歳入の内訳のみ補正するものであります。

補正の主な内容につきまして御説明いたします。

まず、102ページの歳入ですが、国庫支出金が617万3,000円、支払基金交付金が391万9,000円の減額で、保険給付費に係る負担金、補助金の現年度の実績見込みに応じた負担金割合による減額であります。

県支出金が193万6,000円、繰入金が245万9,000円の追加で、こちらは介護給付費、地域支援事業に係る負担金、補助金、現年度実績の負担割合による増額であります。

次に、103ページの歳出ですが、総務費が196万8,000円の減額で、認定審査会人件費、介護保険計画策定委託料の減額が主なものです。

保険給付費の221万9,000円の増は、居宅介護サービス、地域密着型介護サービス、高額介護サービス等の給付費増額によるものです。

地域支援事業費が125万9,000円の増額ですが、主に一般介護予防事業費の増によるものです。

次に、予備費が670万6,000円の増額ですが、財源調整によるものです。

諸支出金が50万1,000円の減額ですが、サービス事業勘定への繰出金の減額が主なものであります。

105ページ以降に事項別明細書を添付しておりますので、参考にしていただきますようお願いいたします。

次に、介護サービス事業勘定ですが、118ページを御覧ください。

まず歳入ですが、サービス収入が51万5,000円の増で、介護給付費収入の増が主なものです。

繰入金が51万5,000円の減額で、保険事業勘定からの繰入金の減額です。

119ページの歳出については、変更はございません。

121ページ以降に事項別明細書を添付しておりますので、参考にして、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、保健福祉総合センター所管の議案2件についての説明を終わらせていただきます。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第15号について、病院事務長。

○病院事務長（綾 浩樹事務長） 議案第15号令和5年度高千穂町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）につきまして御説明いたします。

議案集3の補正予算議案集の151ページを御覧ください。

今回の補正は、第2条で予算第3条に定めた収益的支出のうち、支出の第1項医業費用を1,010万円増額し、補正後の収益的支出の総額を24億6,641万円にするものであります。

次に、第3条で予算第7条に定めた棚卸資産の購入限度額を660万円増額し、補正後の額を3億9,337万円とするものです。

次に、第4条で重要な資産の取得及び処分について、令和6年4月からの西臼杵3公立病院の経営統合に伴いまして、西臼杵広域行政事務組合へ無償譲渡する病院関係の重要資産である建物及び機械について、その残存価格が700万円以上の資産を計上するものであります。

予算の内訳につきましては、152ページの予算実施計画補正で御説明いたします。

収益的収入及び支出のうち、支出の医業費用の給与費350万円と材料費660万円を増額するものであります。

増額の主な理由につきましては、給与費は非常勤医師への報酬の増となっております、常勤医師の負担軽減のため、宿日直を非常勤医師へ追加依頼した分の報酬の増となっております。

材料費につきましては、診療材料費の薬品等購入に伴うものです。

153ページ以降に、予定キャッシュフロー計算書、予定貸借対照表を添付しておりますので、併せて御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第26号について、総合政策課長。

○総合政策課長（戸高 雄司課長） それでは、総合政策課所管、議案第26号延岡市との定住自立圏形成協定の一部変更について御説明いたします。

議案集15、協定変更の3ページからになります。

今回の変更は、令和5年6月に定住自立圏構想推進要綱が改正され、「定住自立圏においてもデジタル技術を活用した取組を積極的に進めていくことが求められる」との文言が盛り込まれたことから、当該取組を協定に追加するほか、協定の内容と実際に近隣市町村と連携して取り組んでいる内容とに乖離が生じている項目が見受けられることから、要綱と突き合わせるため、中区分の順番の変更及び文言の修正、並びに連携する項目7項目の追加、2項目の削除、19項目の文言の修正を行うものであります。

まず初めに、追加項目といたしましては、1、救急医療の高度化のためのデジタル技術や新たな救急モビリティの活用、2、子ども・子育て支援対策、3、省エネ設備と再エネ設備の最大限の導入による圏域全体の脱炭素化の実現、4、森林を活用したJークレジットによる産業の脱炭素化の推進、5、大規模災害時の相互応援体制の整備、6、マイナンバーを活用した行政手続のオンライン申請等の推進、7、地域の資源を生かした圏域内の交流、以上7項目の追加であります。

次に、削除項目といたしましては、1つ目に、木質バイオマス燃料の推進であります。理由といたしましては、県北地域における木質バイオマス発電設備は増加しており、森林事業者から発電所に直接木材が持ち込まれるなど、計画策定時に比べて原料の供給体制が整備されているため、当初の目的を達成したと考え、協定から削除するものであります。

2つ目は、自治体電算システム機能の共同調達ですが、これまで協定では、自治体業務を処理する電算システム機能の複数自治体による共同調達を推進し、業務処理の経費削減を図ることが目的でありましたが、現在、国が全自治体を対象に進めている令和7年度末までの自治体情報システム標準化・共通化により、これまでの協定の目的を達成することが可能となるため、協定から削除するものであります。

以上、2項目が削除であります。

このほか19項目の各文言の修正を行うものでありますが、文言の修正につきましては、議案集4ページから15ページの別表第1から別表第3を御参照いただきますようお願い申し上げます。

以上、議案26号延岡市との定住自立圏形成協定の一部変更の提案理由説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） ここで、午後1時10分まで休憩いたします。

午後0時07分休憩

午後1時10分再開

○議長（坂本 弘明議員） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、令和6年度当初予算議案について説明を求めます。

初めに、議案第16号について、財政課長。

○財政課長（興梠 貴俊課長） それでは、議案第16号令和6年度高千穂町一般会計予算について御説明いたします。

議案集5、一般会計の5ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ108億6,000万円と定めるものです。

第2条で債務負担行為の事項、期間及び限度額を、第3条で地方債の目的限度額起債の方法などを、第4条で一時借入金の最高限度額を7億円に、第5条で同一款内における各項款の予算の流用について定めるものです。

次に、10ページをお開きください。

債務負担行為は繁殖経営安定資金利子補給事業です。

11ページを御覧ください。

11ページは地方債ですが、過疎債ハード、辺地債、緊急自然災害防止事業債、子育て支援事業債、災害復旧事業債等につきましては、投資的事業等に充当する町債です。

過疎債ソフトにつきましては、非投資的なソフト事業に充当するものです。

臨時財政対策債は、財源不足に対処するため、地方交付税算定基準に基づいて発行が許可される予定額について計上したものです。

地方債総額で、6億4,526万2,000円を計上しております。

それでは、予算内容の主なものにつきまして、令和6年度高千穂町一般会計当初予算説明資料で御説明いたしますので、議案集17、予算説明の3ページの総括表をお開きください。

令和6年度予算額と前年度予算との比較を申し上げます。

まず、歳入の町税ですが、全体では10億6,613万4,000円、前年比1,980万9,000円の増です。

令和5年度の収納実績から法人町民税を除く個人町民税、軽自動車税、固定資産税、たばこ税を増額としています。

地方譲与税は1億4,340万円で、前年比3,897万円の増です。

利子割交付金は18万円で、前年比26万円の減。

配当割交付金は252万円で、前年比110万円の増。

株式等譲渡所得割交付金は268万円で、前年比166万円の増。

法人事業税交付金は1,615万円で、前年比190万円の増。

地方消費税交付金は2億8,120万円で、前年比570万円の増。

環境性能割交付金は442万円で、前年比99万円の増としています。

地方特例交付金は343万円で、前年比47万円の増。

次に、地方交付税ですが38億円で、前年比1,970万円の減で計上しています。

内訳は、普通交付税が33億5,000万円、特別交付税は4億5,000万円です。

交通安全対策特別交付金は79万円、前年比1万円の減です。

分担金及び負担金は1億2,382万5,000円、前年比351万8,000円の増です。

主なものは、農林水産業費分担金1,326万5,000円、災害復旧費分担金1,879万7,000円、民生費負担金7,816万8,000円、衛生費負担金997万2,000円です。

次に、使用料及び手数料は1億2,695万7,000円、前年比160万6,000円の増です。

総務費使用料5,803万7,000円、商工使用料2,172万円、土木費使用料3,330万6,000円等となっております。

次に、国庫支出金は18億6,466万円、前年比8億703万7,000円の増です。

民生費国庫負担金4億7,963万6,000円、災害復旧費国庫負担金11億6,993万4,000円等が主なものでございます。

県支出金18億6,475万1,000円は、前年比1億241万5,000円の増です。

農林水産業費県補助金4億6,739万9,000円、災害復旧費県補助金9億9,428万4,000円が主なものです。

財産収入9,692万6,000円は、前年比2,538万8,000円の増ですが、物品売払い収入の増によるものです。

寄附金は1億6,100万1,000円で、前年比3,910万円の減です。

ふるさと応援寄附金については、本年度実績見込み等から1億6,000万円を計上しています。

繰入金は、5億4,997万7,000円を計上しています。

財政調整基金4億3,151万1,000円、地方創生基金4,838万6,000円ほかとなっております。

繰越金は、2,000万円を計上しています。

諸収入は8,573万7,000円で、前年比1,958万1,000円の増です。

町債は6億4,526万2,000円で、前年比9,606万4,000円の増です。

主なものは、過疎債3億4,330万、辺地債1,090万、災害復旧事業債2億3,330万、緊急自然災害防止事業債4,500万、臨時財政対策債1,078万2,000円となっています。

次に、歳出について御説明いたします。

議会費は9,346万2,000円、前年比1万円の増です。

総務費は13億3,019万4,000円、前年比1億2,368万円の増です。

広報費1億4,666万1,000円は、放送設備更新費1億3,504万4,000円が主なものです。

ふるさと納税推進事業7,865万4,000円。

企画費1億129万5,000円は、UIJターン推進事業1,564万。

公共交通機関利用整備促進事業費1,555万9,000円では、バス路線運行補助費が増額しています。

コンピューター管理費1億3,614万円、光ケーブル管理事業6,472万9,000円、バス運行管理費8,306万4,000円では、ふれあいバス車両更新を計上しています。

自治公民館費2,951万9,000円は、6年度より教育費から総務費へ移管し計上しています。

次に、民生費22億2,168万2,000円で、前年比3,783万7,000円の減です。

社会福祉費14億7,330万2,000円、老人福祉費4億2,412万円では、入所措置費の見直しを行っております。

その他障害福祉費が4億5,159万円、児童福祉費7億4,793万1,000円では、子育て支援金の第一子出生時の金額を「3万円」を「5万円」に引き上げております。

次に、衛生費は8億6,444万7,000円、前年比1億3,567万7,000円の増です。

環境衛生費1,068万4,000円、保健衛生総務費4億7,687万円では、公立病院経営統合に伴う西臼杵広域行政事務組合負担金4億3,505万6,000円。

新規事業では、がん患者の医療用ウィッグ購入補助、骨髄移植ドナー等支援事業を計上しています。

予防費3,954万8,000円では、新規事業で带状疱疹予防接種補助事業を計上しております。

その他母子保健事業費2,337万5,000円、健康増進事業費2,336万円、清掃費2億8,929万7,000円を計上しております。

次に、農林水産業費は11億8,763万円で、前年比1億2,452万7,000円の減です。

農業費9億418万3,000円では、新規就農総合支援事業、中山間地域直接支払制度交付金2億5,643万6,000円等を、農地費3億6,254万8,000円では、農業水路長寿命

化・防災減災事業、多目的機能支払交付金等を計上しています。

林業振興費6,528万円には、森林環境譲与税を活用した電線等のインフラ周辺森林整備費500万円を計上しています。

林業土木費9,453万8,000円では農山漁村地域整備交付金事業等を、その他水産業費2,277万6,000円を計上しています。

次に、商工費は3億6,393万2,000円で、前年比6,456万9,000円の増です。

商工総務費2,828万6,000円、観光振興費1億3,526万3,000円にはアドベンチャーツーリズム事業を、観光施設費1億4,692万3,000円には天岩戸の湯ボイラー改修費等4,500万円を計上しています。

次に、土木費は7億2,013万8,000円で、前年比2億3,168万1,000円の減です。

土木総務費1億1,646万8,000円では、ドローン操縦技能者育成費を計上しております。

道路橋梁費3億871万2,000円、道路維持費1億2,426万8,000円、道路新設改良費1億5,766万8,000円では、社会資本整備総合交付金事業等を、河川費5,918万4,000円では災害関連地域防災がけ崩れ対策補助金を、都市計画費1億7,382万6,000円では下水道事業会計繰出金等を、住宅費6,194万8,000円では町営住宅改修工事費3,505万円等を計上しています。

次に、消防費は3億2,983万8,000円、前年費1,273万4,000円の減です。

非常備消防費7,490万3,000円、消防施設費3,596万4,000円では耐震性貯水槽及び消防ポンプ整備費1,960万円を、常備消防費2億1,607万9,000円、災害対策費289万2,000円は備蓄品購入費等となっています。

教育費は5億6,506万3,000円、前年費3,402万2,000円の増です。

事務局費2億2,161万3,000円、小学校費9,023万4,000円、中学校費7,082万5,000円では学校建設事業費1,409万3,000円を、学校給食費6,837万1,000円では特裁米供給費を計上しています。

社会教育総務費3,894万6,000円は、自治公民館費の総務費への事務移管によって減額しております。

保健体育費は、5,929万5,000円となっています。

災害復旧費は24億6,781万7,000円で、前年費11億5,432万6,000円の増となっています。

農林水産業施設災害復旧費11億8,841万7,000円、林道施設災害復旧費3億4,225万1,000円、公共土木施設災害復旧費12億7,940万円で、昨年、一昨年の台風等によります災害復旧事業となっております。

公債費は元利償還金合わせて7億1,082万5,000円で、前年費3,680万1,000円の減となっています。

予備費として、497万2,000円を計上しています。

以上で、歳入及び歳出の説明を終わります。

ただいま説明で使用しました高千穂町一般会計当初予算説明資料の4ページから、歳入歳出分析表、会計別予算総括表、特別会計操出金調書、投資的経費主要事業一覧、基金保有状況等を添付しています。

また、予算議案集の13ページ以降に歳入歳出予算の事項別明細書を添付していますので、参考にしていただきたいと存じます。

以上で、議案第16号令和6年度高千穂町一般会計予算の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第17号、第21号について、福祉保険課長。

○福祉保険課長（霜見 勉課長） 福祉保険課所管の令和6年度予算議案2件につきまして御説明いたします。

議案集6、国保特会の3ページを御覧ください。

初めに、議案第17号令和6年度高千穂町国民健康保険特別会計予算について御説明いたします。

第1条で事業勘定の歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億415万6,000円とし、第2条で一時借入金の最高額を2億7,000万円に、第3条において歳出予算の流用について定めております。

まず、4ページ、歳入についてであります。

国民健康保険税は2億1,990万4,000円を計上しており全体の12.9%を占めておりますが、被保険者数の減少などにより昨年より5,982万2,000円少なく見込んでおります。

一部負担金の1,000円は、座のみの計上です。

使用料及び手数料の11万円は、国保税の督促手数料です。

県支出金の12億8,941万1,000円は、保険給付費等交付金で全体の75.7%を占めております。

財産収入の32万3,000円は、国保準備積立基金利子です。

繰入金金は1億9,402万5,000円を計上し、全体の11.4%を占めております。

保険基盤安定繰入金、職員給与費等繰入金、一般会計繰入金、基金繰入金が主なものとなります。

繰越金の1,000円は、座のみの計上です。

諸収入の38万1,000円は、延滞金、預金利子及び健診等個人負担金などの雑入です。

次に、5ページ、歳出についてですが、総務費の4,455万円は、国保係6名の人件費、国保連合会事務費負担金、賦課徴収費などの事務的経費です。

保険給付費の12億2,424万円は、国保連合会経由で各医療機関に支払う診療報酬負担金、装具代、高額療養費、出産育児一時金、葬祭給付費などの負担金で、全体の71.8%を占めております。

国民健康保険事業費納付金の3億7,416万5,000円は、国保税を県へ納付するための被保険者医療費給付費、後期高齢者支援金、介護納付金で、全体の22%を占めております。

保険事業費の5,928万7,000円は、疾病予防費、後期医療と介護予防の一体的実施事業、特定健診事業費及び保健センターの健康づくり係の4名分の人件費、その他事務的経費などです。

基金積立金の32万4,000円は、国保準備積立基金利子の積立金です。

公債費の8万3,000円は、一時借入金利子です。

諸支出金の150万2,000円は、過年度保険税の還付金が主なものです。

予備費は、5,000円です。

2月1日現在、国保加入世帯数は1,804世帯で、昨年同日と比較し108世帯の減、被保険者数が2,813名で201名減少しております。予算額は前年度より1億1,590万8,000円、6.37%の減となっております。県の試算では、医療費の総額は減少しますが被保険者数はそれ以上に減少し、医療の高度化も進み1人当たりの医療費は増額すると見込んでいます。

引き続き各種制度改正などを注視しながら医療費の抑制を図るために重症化予防などの保健予防活動を積極的に推進し、健全な国保運営に努めてまいります。

7ページ以降、事項別明細書を添付しておりますので御参照ください。

次に、議案集10、後期特会の3ページを御覧ください。

議案第21号令和6年度高千穂町後期高齢者医療特別会計予算を御説明いたします。

第1条で歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億2,014万5,000円とし、第2条で一時借入の最高額を1億円と定めております。

まず、4ページ、歳入についてであります。後期高齢者医療保険料は被保険者から納付していただく特別徴収、普通徴収合わせて1億4,307万5,000円を計上しており、全体の65%を占めております。

使用料及び手数料の3万3,000円は、督促手数料です。

繰入金の6,905万7,000円は、一般会計からの事務費及び保険基盤安定繰入金で、全体の31.4%を占めております。

繰越金は100万円を計上しております。

諸収入の698万円は、保険料過年度還付金や広域連合からの健診受託事業収入が主なものです。

次に、5ページ、歳出についてですが、総務費の767万4,000円は一般管理費の事務的経費、徴収費、健診に伴う経費が主なものとなります。

後期高齢者医療広域連合納付金の2億1,216万9,000円は、広域連合への保険料納付金と保険基盤安定負担金で、全体の96.4%を占めております。

諸支出金の30万円は、過年度保険料の還付金です。

予備費は、2,000円を計上しております。

2月1日現在、被保険者数が2,638名で、昨年より17名減少し、予算額は2,212万4,000円、11.2%の増となり、広域連合への納付金の増が主な要因となっております。

令和6年度におきましても引き続き医療費の抑制を図るため、重症化予防など、保健予防活動を積極的に推進し、健全な運営に努めてまいります。

7ページ以降、事項別明細書を添付しておりますので御参照ください。

以上、福祉保険課所管、予算議案2件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第18号、第23号、第24号について、上下水道課長。

○上下水道課長（湯川 哲課長） それでは、上下水道課所管の予算議案3件について御説明いたします。

初めに、議案第18号令和6年度高千穂町簡易水道事業特別会計予算であります。7番簡水特会の議案集3ページを御覧ください。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億223万6,000円であります。

内容は、4ページ、5ページの第1表、歳入歳出予算のとおりであります。まず歳入につきまして、主なものは使用料6,145万1,000円、他会計繰入金2,527万6,000円、簡易水道事業債1,500万1,000円等となっております。

一方、歳出につきまして、主なものは、衛生費、簡易水道費1億223万4,000円で、16ページ以降に詳細は記載してございますけれども、主な内容は職員人件費1,686万2,000円、施設の光熱費709万2,000円、施設修繕費611万1,000円、水質検査等手数料1,076万4,000円、固定資産台帳作成業務委託料1,505万9,000円、水道メーター検針等個人委託料1,004万1,000円、施設保守点検配水池清掃等業者委託料1,685万2,000円等となっております。

詳細は9ページ以降の事項別明細書等を御覧ください。

次に、議案第23号令和6年度高千穂町下水道事業会計予算であります。12、下水事業の

議案集4ページを御覧ください。

まず、第3条、収益的収入及び支出につきまして、収入、第1款下水道事業収益2億3,769万9,000円の内訳は、第1項営業収益7,700万5,000円。主なものは、下水道使用料であります。

第2項営業外収益1億6,069万4,000円。主なものは、一般会計補助金長期前受金戻入であります。

支出、第1款下水道事業費用2億1,674万3,000円の内訳は、第1項営業費用1億9,947万1,000円。これは下水道の主たる事業活動に伴うための費用で、職員人件費、施設維持管理等委託料、電気等動力費、減価償却費などあります。

第2項営業外費用1,690万3,000円。主なものは、起債利息分償還と消費税納付であります。

そのほか第3項特別損失31万9,000円。第4項予備費5万円を計上しております。

次に、第4条、資本的収入及び支出につきまして、収入第1款資本的収入3,123万2,000円の内訳は第1項他会計補助金670万円。これは一般会計補助金であります。

第2項負担金等100万1,000円。主なものは受益者負担金であります。

第3項他会計出資金3,128万4,000円。これは一般会計出資金であります。

支出第1款資本的支出9,927万1,000円の内訳は、第1項建設改良費1,254万円。これは工事請負費委託料で、道路改良に伴う下水道管移設工事設計や、家屋新築に伴います下水道公共ますの設置工事等であります。

第2項企業債償還金8,668万1,000円。これは起債の元金分の償還金であります。

そのほか第3項予備費として5万円を計上しております。

資本的収入が資本的支出に対し不足する額6,803万9,000円は、消費税、資本的収支調整額、引継金、損益勘定留保資金で補填することとしております。

このほか、第2条に業務の予定量、第5条に企業債、第6条に一時借入金、第7条に予定支出の各項の経費の金額の流用、第8条に議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第9条に他会計からの補助金を記載しておりますので御確認ください。

以上が下水道事業会計予算であります。8ページ以降に、実施計画、キャッシュフロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表、予定損益計算書等を添付しておりますので御参照ください。

次に、議案第24号令和6年度高千穂町水道事業会計予算であります。13水道事業の議案集4ページを御覧ください。

まず、第3条、収益的収入及び支出につきまして、収入第1款水道事業収益1億7,586万6,000円の内訳は、第1項営業収益1億7,210万円。主なものは水道料金であります。

第2項営業外収益376万6,000円、主なものは長期前受金戻入であります。

支出第1款水道事業費用1億4,274万2,000円の内訳は、第1項営業費用1億3,089万2,000円、水道事業の主たる事業活動を行うための費用で、職員人件費、施設維持管理点検等委託料、施設修繕費、電気等動力費、減価償却費等であります。

第2項営業外費用1,066万8,000円。主なものは、起債利息分の償還と消費税納付であります。

このほか第3項特別損失68万1,000円。第4項予備費50万円を計上しております。

次に、第4条、資本的収入及び支出につきまして、収入第1款資本的収入1億225万8,000円の内訳は、第3項企業債8,200万円。これは工事及び設計委託に伴います起債借入れであります。

第4項補助金1,925万6,000円。これは補助対象となります施設更新工事に伴う国庫補助金等であります。

第5項補償金100万円。これは県河川工事改修に伴います水道管の移設の補償金であります。

このほか第1項固定資産売却代金1,000円、第2項負担金1,000円を計上しております。

支出第1款資本的支出1億3,103万6,000円の内訳は、第1項建設改良費1億1,671万円、これは主に老朽管路等の水道施設の更新工事に伴います工事費及び設計委託料であります。

第3項企業債償還金1,422万5,000円、これは起債の元本分の償還金であります。

このほか第2項負担金1,000円、第4項予備費10万円を計上しております。

資本的収入が資本的支出に対し不足する額2,877万8,000円は、消費税資本的収支調整額、当年度損益勘定留保資金、建設改良積立金で補填することとしております。

このほか、第2条に業務の予定量、第5条に一時借入金、第6条に企業債、第7条に議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第8条に他会計からの補助金、第9条に棚卸資産の購入限度額を記載しておりますので御確認ください。

以上が水道事業会計予算であります。9ページ以降に、実施計画、予定キャッシュフロー計算書、給与費明細書、棚卸資産購入限度額、予定損益計算書、予定貸借対照表等を添付しておりますので御参照ください。

以上、上下水道課所管の予算議案3件につきまして御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第19号、第20号について、保健センター所長。

○保健福祉総合センター所長（興梠 晶彦所長） それでは、保健センター所管の令和6年度当初予算議案2件につきまして御説明いたします。

まず、議案第19号令和6年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計予算についてですが、議案

集は8の西臼杵介護認定審査会特別会計予算書の3ページからとなります。

まず、第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,385万6,000円と定めるものであります。前年度と比較して570万8,000円の増額となっております。

まず、4ページを御覧ください。

歳入についてですが、分担金、負担金を1,385万5,000円で計上いたしております。

運営経費を西臼杵3町にて負担していただくものであります。職員を介護保険事業業務と兼務としているため人件費の2分の1を高千穂町負担とし、その額を除いた経費を西臼杵3町にて均等に負担いただくものです。

次に、5ページの歳出ですが、介護認定審査会費として1,385万5,000円を計上しております。

うち、運営経費としまして552万6,000円、事務局費を832万9,000円としておりますが、前年比で579万4,000円の増額となっております。これは事務局の職員配置の変更による人件費の増額が含まれております。

7ページ以降に事項別明細書を添付しておりますので参考にしていただきますよう、お願いいたします。

次に、議案第20号令和6年度高千穂町介護保険特別会計予算について御説明いたします。

議案集は9、高千穂町介護保険特別会計予算書の3ページからになります。

まず、第1条で、保険事業勘定の歳入歳出の総額をそれぞれ14億3,904万7,000円、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,425万6,000円と定めております。

第2条で一時借入金最高額を5,000万円と定め、第3条で予算の流用について定めております。

次に、6ページからの保険事業勘定ですが、前年度と比較し3,408万3,000円の減額となっております。

歳入について主なものを御説明いたします。

まず、保険料が2億5,320万2,000円の計上で、65歳以上の第1号被保険者からの保険料であります。

次に、分担金及び負担金が355万2,000円の計上で、事業利用者の負担金であります。

使用料及び手数料が5万2,000円で、督促手数料の計上であります。

国庫支出金が3億7,799万8,000円、支払基金交付金が3億5,481万4,000円、県支出金が2億551万9,000円のそれぞれの計上ですが、保険給付費等に係る負担割合に応じた計上であります。

財産収入が48万7,000円で、準備基金利子であります。

繰入金が2億4,336万7,000円の計上で、保険給付費等に対しての一般会計からの繰入金であります。

諸収入は5万5,000円で、介護認定調査委託料等であります。

続きまして、10ページの歳出について主なものを御説明いたします。

総務費が4,020万5,000円の計上で、対前年比622万2,000円の減額ですが、職員の人件費及び電算システム保守委託料、介護認定調査費が主なもので、第9期介護保険計画策定が本年度で終了したことにより、委託料も減額となっております。

次に、保険給付費が12億4,719万3,000円の計上で、対前年比3,744万円の減額になりましたが、サービス利用による保険給付費の見込みによる計上であります。

次に、地域支援事業費が1億1,181万5,000円の計上で、前年対比1,148万5,000円の減額で、人件費、サービス事業費の減額が主なものです。

基金積立金48万7,000円は、介護給付費準備基金利子の計上です。

予備費は3,067万7,000円で、財源調整として諸支出金866万9,000円は、保険料の還付金及び介護サービス事業勘定への繰出金を計上しております。

なお、9ページ以降に事項別明細書を添付しております。

続きまして、39ページからの介護サービス事業勘定ですが、対前年比48万7,000円の減額で、人件費の減額が主な要因であります。

40ページの歳入について御説明いたします。

まず、サービス収入が658万9,000円の計上で、要支援及び要介護の方のケアプラン作成による収入であります。

繰入金766万7,000円の計上で、保険事業勘定からの繰入れによるものであります。

次に、41ページの歳出ですが、総務費768万8,000円の計上で、職員の人件費及び研修費が主なものであります。

サービス事業費656万8,000円の計上で、会計年度任用職員の人件費、パソコンシステムの保守、使用料が主なものであります。

43ページ以降に事項別明細書を添付しておりますので参考にしていただきますようお願いいたします。

現在、町の高齢化率も44%を超えてまいりました。町の全人口が減少する中で高齢者の人口も徐々に減少傾向になってきましたが、後期高齢者の占める割合は増加傾向が見られます。これに伴い、これからも保険給付費の増加傾向は続くと思われま。

平均寿命が伸びゆく中で、介護予防事業の必要性がますます高くなっております。町では、地域住民の協力もいただきながら予防事業のますますの推進を図り、介護を受けずに済む健康寿命

を伸ばす取組を積極的に図ってまいります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第22号について、農地整備課長。

○農地整備課長（江藤 武憲課長） それでは、農地整備課所管の特別会計予算議案1件につきまして御説明いたします。

議案第22号令和6年度高千穂町小水力発電事業特別会計予算であります。タブレット11発電事業の3ページを御覧ください。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,377万1,000円と定めております。

内容につきましては、4ページからの第1表、歳入歳出予算で御説明いたします。

まず、歳入につきましては、財産収入として、小水力発電事業の財産運用収入1,000円、電気事業収入1,377万円を計上しております。

一方、歳出につきましては、農地費、小水力発電事業費1,370万円であり、合わせて予備費を1,000円計上しております。

このうち、農地費、小水力発電事業費1,377万円の主な内容としましては、需用費で施設の光熱水費45万9,000円、修繕料38万7,000円、役務費で通信運搬費として遠隔監視システム通信費8万7,000円、委託料で発電施設保守点検委託料39万6,000円、電気施設保守点検委託料40万3,000円、地元用水組合によります施設維持管理委託料23万2,000円を計上しておりますが、そのほとんどを占めますのが、発電事業基金積立金1,152万円となっております。

詳細につきましては、7ページ以降の事項別明細書を御参照ください。

以上、農地整備課所管の特別会計予算議案1件につきまして、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 以上で、町長提案の日程第5、承認第1号から日程第33、議案第28号までの合計29件について説明が終わりました。

なお、ただいま説明が終わりました議案第4号を除く質疑につきましては、議案熟読の休会を経て、次の会議で行うこととします。

ここで、議案第4号の議案熟読のため、午後2時20分まで休憩します。

午後2時01分休憩

.....

午後2時20分再開

○議長（坂本 弘明議員） それでは休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第9、議案第4号高千穂町手数料徴収条例の一部改正についてを議題とします。

議案第4号について質疑を行います。質疑ありませんか。工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） 11番、工藤。

この条例改正について、町民生活課長にお尋ねいたします。

本来、条例改正は委員会に付託して審査するのが原則であります。これは執行、議会ともに共通した認識だろうと思っております。今回はやむを得ず付託なしというようなことで本日提案されましたけれども、これまでは事前説明会とか、こういった場合にはやっておられたわけですが、今回はそれがなかったということでもあります。

国からの一方的な通達ということでもありますけれども、やはり各自治体で協議しなくてはいけないような内容については、やはり丁寧な説明も必要ではなかったかというふうに思うわけです。

特に今回は秘密裡にする必要もないわけでもあります。国民、住民にとっても非常に利便性の高まる条例改正でありますので、そういった意味でも早めに議員にもお知らせいただいて、本日の採決という運びになったほうがよかったのではないかというふうに思うわけですが、昨日の議運で提案、本日熟読なし。熟読は先ほど20分程度させていただきましたが協議する間もなく採決という状況になったいきさつを課長のほうから説明をお願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（甲斐 利一課長） 工藤博志議員の御質問にお答えします。

今回の手数料の関する条例ということで、昨年12月6日に総務省のほうから通知としまして、地方公共団体の手数料の標準に関する政令及び省令に改正がありましたということで、総務省のほうは12月6日に公布をされ、令和6年4月1日施行ということで定められました。

今回、戸籍謄本、戸籍の条例改正ということでありまして、戸籍につきましては法務省の管轄ということで、法務省のほうでも、先ほど提案理由で説明しましたが、戸籍法の改正により地方公共団体の戸籍の一部改正ということで、戸籍法では一部を改正する法律の附則第1条第5項に掲げる規定の施行日を令和6年3月1日ということで、総務省の通知のときにはその文言は載ってなかったんですが、行く行く聞いてみますと、その後、今後の予定ということで、法務省のほうでそういう改定を3月1日にすると。その理由は、令和元年5月31日に法律の改正ということで戸籍法をしておったんですが、このときに5年を超えない範囲で、政令で定める日から施行することということになっておりまして、法務省のほうは令和6年3月1日を施行日としたということになりましたので、この手数料の条例に関しましては、県内でも各市町村でまちまちにちょっと行っておって、そこの情報の確認をしていたというところでございまして、うちのほうは4月1日施行というので、ちょっと走っておりまして、そういうところで、今回もう法務省3月1日と施行するというので、今回の事案に至った次第です。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） 内容ですけれども、結局、除籍謄本と戸籍謄本の広域交付ですね。結局全国どこでも交付を受けられるという簡単な説明で、理解でよろしいんですか。その金額が750円ということですか。

こういった非常に国民、住民にとって利便性のあることは新聞等々でも報道でも知らされたということでありませけれども、やはり早く住民に知らせるためにも議会にも報告をしていただきたかったということで、質問をさせていただきましたので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

内容については大賛成でございますので。

○議長（坂本 弘明議員） ほかにありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） なければ、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第4号について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第34. 発委第1号

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第34、発委第1号高千穂町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを議題とします。

なお、この発委はお手元に配付のとおり議会運営委員長から提出されたものであります。

初めに、事務局長に提出の趣旨説明を述べさせます。

○事務局長（須藤 浩文事務局長） 議長の許可を頂きましたので、理由を説明します。

地方自治法の改正により、議員個人の請負の規制が緩和され、受入れの状況の公表が必要となったため上程するものであります。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 以上で趣旨説明が終わりました。

お諮りします。発委第1号は質疑を省略して採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。よって、発委第1号については質疑を省略することに決定しました。

これから発委第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。発委第1号について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第35. 議員派遣調査報告について

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第35、議員派遣調査報告についてを議題とします。

議会運営委員会行政調査について報告を求めます。派遣議員代表、中島早苗議員、登壇願います。

○議員（8番 中島 早苗議員） 高千穂町議会会議規則第41条の規定により、下記のとおり報告をいたします。

議員派遣により令和6年2月6日から2月8日の3日間、議会運営委員4名と議長、副議長、事務局1名の計7名で、神奈川県寒川町議会と東京都多摩市議会を訪問、視察研修を行いました。

2月6日、高千穂町を早朝に出発し、神奈川県寒川町を訪問。

研修視察地の寒川町は、神奈川県ほぼ中央に位置し湘南の一角を占めており、首都圏から50キロメートル、横浜から30キロメートルの町で、面積は南北に長く、人口は4万8,370人、全国にある町村のうち4番目に人口の多い町です。

産業構造としては、積極的に企業を誘致、農業の町から工業の町へ産業構造を変え発展、町内には200社の製造業があります。

圏央道の開通により幹線道路の交通渋滞の緩和や中央、関越・東北道へのアクセスが容易になりました。

また、東海道新幹線の駅誘致も掲げております。

議会改革に対しても前向きに様々な試みがなされています。

今回の研修目的は、寒川町議会で行われたオープントークカフェについてと、政策サイクルの展開を目的とした議員間討議についてどのように行われているかの2点に絞って、寒川町の議長、

副議長、担当職員の方から資料に基づき丁寧に説明を受けました。

平成19年「住民に、より開かれた議会」を目指すため「議会改革推進委員会」を設置。

構成は各会派から1名ずつ、任期は2年ごとに改選、現在9期目その間様々な内容に取り組み実施する。

第6期目、平成29年から30年にワールドカフェ形式で寒川町議会オープントークカフェとして町民との意見交換会を開催。

これまでの対面式から井戸端会議のようなしゃべりの場ができないかとの思いからワールドカフェ形式を導入、岩田県久慈市議会を参考に青森大教授佐藤敦氏を講師に招き研修を実施。

平成30年11月24日に『あなたにとって「開かれた議会とは」』とのテーマで開催、一般参加者26名。

「参加者の感想はどうでしたか」と質問したところ、「オープンカフェは今後も継続してほしい」また「議会と町民が問題を共有し共に解決していく仕組みが必要ではないか」など建設的な意見が出ました。

高千穂町においても年1回議会報告会を行っております。

パワーポイントで説明をしたり、各テーブルごとにグループをつくる、意見交換をするなどの試みを行っていますが、さらに充実した報告会にするために寒川町の取組も参考にしたいと思います。

次に、議員間討議について説明を受けました。

第7期、令和元年から令和2年度に政策サイクルの展開を目的とした議員間討議を導入。

最初に、導入に向けて議会申合せ事項を取り決める。

申合せ事項の抜粋として、1、政策サイクルは各常任委員会において委員の任期である2年間の範囲内で課題設定して展開する。2、議会は議員間討議の時間を十分に確保し、議論を尽くすように努めるものとする。

また、執行部への政策提言手順についても取り決めていきます。

申合せ事項を基本に、総務常任委員会、文教福祉常任委員会、建設経済常任委員会の3委員会がそれぞれの常任委員会ごとにテーマを設定し議員間討議を実施、意見集約した結果を政策提言として取りまとめ、町に提出します。

令和3年に文教福祉常任委員会が「高齢者に向けての有効な情報伝達手段の取組について」、建設経済常任委員会が「町内飲食店及び小売店向け経済支援に対する政策提言書」、令和5年に総務常任委員会が「防災・災害デジタル情報共有化に向けた提言書」など、これまでに5つの提言書が提出されています。

質疑で「会派があるのでテーマ設定や政策提言を一つに取りまとめるのは大変ではないです

か」との問いに「議員同士が十分に話し合い、合意形成を図るように研修を含めた議員間討議をしっかり実施している」とのことでした。

研修終了後、議場視察、ありがたいことに駅より送迎もしていただきました。

また、寒川町の議長、副議長から高千穂町に行きましたとの話もあり、アットホームな雰囲気の中で充実した視察研修をさせていただきました。

2月7日、研修2日目は、東京都多摩市議会を訪問、多摩市の人口は約14万8,000人、東京都の多摩地域南部に位置します。

全国的にも有名な多摩ニュータウンがあり、市内全土にベッドタウンが広がる一方、多摩川や多摩丘陵など自然も豊かです。

交通面では国道20号線、都道18号線など主要な道路が通っており、小田急線、京王線、モノレール線など鉄道網も充実しており都市部へのアクセスも良好です。

産業においては、全体に占める情報通信産業の割合が高いのも多摩市の特徴で市内製造業と最先端技術を融合させ、新たに事業創出の取組がされています。

また、市内には全国初の屋内型テーマパークである「サンリオピューロランド」があり、「ハローキティに会える街」として有名です。

多摩市視察の目的は、多摩市議会において、「予算と決算の連動」を図ることを目的として、決算審査の際に事業等の評価を行い市長に送付されている。そのやり方や、どのような形で予算に反映されているのか研修するために訪問しました。

三階議長、大くま議員、担当職員の方から説明を受けました。

最初に、決算と予算の連動の年間サイクルについて、まず6月定例会において予算決算特別委員会の設置をする。

理事会で評価手法等を協議する。

各分科会で評価対象事業（施策）の決定を行う。

7月から8月、各分科会で調査・研究する。

8月末、決算書、決算事業報告書配布（市から資料が送られる）。

9月定例会において分科会、会派評価シート案の作成を行う。

定例会最終日、「議会の評価」の確定。

10月、議長から市長に「議会の評価」を提出する。

2月、市長から議長に「議会の評価への予算対応等」が提出される。

3月定例会、予算審査初日に各分科会代表者より新年度予算等の状況について質疑が行われる。これが1年間の流れです。

また、多摩市議会基本条例の9条においては、市長等が執行した事業等の評価について定めて

おります。

その後、質疑応答に移りました。

問い、年間を通しての活動となりますが一番大変なことは、答え、閉会中の評価事業等の調査研究活動です。7月8日には執行部出席のヒアリングなど委員会で勉強会を3回ほどします。

問い、会派があるので意見が一致しにくいのでは、答え、年間を通しての取組ですので議論を尽くします。「議会の評価は」議会全体としての評価です。

また、執行部側の考えを聞いたところ、評価対象事業に選ばれた課は、該当事業カルテの提示や、議員との勉強会があり、質問等に答えられるように準備しなければならないので、大変だが勉強にもなるとの答えでした。

今回の視察で、多摩市議会の対象事業を選びしっかり分析して評価する「決算と予算の連動」について研修することができ大変勉強になりました。

高千穂町での今後の委員会活動、議員活動に生かしていきたいと思います。

最後になりましたが、2月の議会前の多忙な時期に快く研修をお引き受けいただき、また、最寄りの駅まで送っていただいた多摩市議会の皆様に心から感謝を申し上げるとともに、研修計画と綿密な計画を立て随行していただいた事務局に心から感謝を申し上げ、研修報告を終わります。

議会運営委員会副委員長、中島早苗。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 以上で、議員派遣調査報告を終わります。

----- . ----- . -----

○議長（坂本 弘明議員） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしましたので、これにて散会します。

○事務局長（須藤 浩文事務局長） 御起立をお願いします。一同、礼。

〔起立・礼〕

午後2時41分散会

-----